

滋賀県公害防止条例改正について

琵琶湖環境部環境政策課

大気汚染防止法および水質汚濁防止法が一部改正され、有害物質を貯蔵する施設の設置等についての届出制度が創設されたこと等に伴い、これらとの整合を図るため、平成24年2月県議会を経て滋賀県公害防止条例（公害防止条例）および滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例（琵琶湖条例）の改正を行った。

(1) 改正内容の概要

- ①有害物質を使用等している工場等に対する規制の拡大および限定的な規制の廃止
- ②測定結果の未記録等に対する罰則の創設
- ③ばい煙に係る改善命令等の発動要件の見直し
- ④罰則の強化

(2) スケジュール

平成23年10月27日 環境審議会 水・土壌・大気部会

10月～12月 (社)滋賀経済産業協会、(社)湖南工業団地協会、滋賀県環境保全協会、湖南・甲賀環境協会等で延べ130社165人に説明会等を実施

11月25日～12月26日 県民政策コメントの実施

平成24年2月県議会 3月23日成立、3月30日公布

平成24年4月17日（草津）、4月19日（彦根）に改正法・改正条例の説明会開催

平成24年5月30日 改正規則公布

平成24年6月1日 改正条例、規則施行